

藤枝市教育委員会

令和5年9月定例会議案

令和5年9月26日

藤枝市教育委員会 9 月定例会議事日程

日 時 令和5年9月26日（火）午前10時から
場 所 藤枝市役所西館5階 第2委員会室

開 会

会議録署名委員指名

委員

委員

日 程 第1

・ 諸般の報告

○ 教育部長

・ 市議会9月定例会議質疑応答要旨

- P 1 -

○ 図書課

・ ふじえだ電子図書館に「児童書読み放題パック」の提供を開始します

- P 16 -

・ 令和5年読書週間（10/27～11/9）における主な図書館行事について

- P 17 -

○ その他

日 程 第2

・ 教育長職務代理者の指名について

閉 会

次回教育委員会定例会：令和5年10月24日（火）午前10時（東館3階特別会議室）

市議会 9 月定例月議会 質疑応答要旨

令和 5 年 9 月定例月議会において、各議員より教育に関連する質問がありました。

■一般質問

○ 川島美希子 議員

標題 1 更なるインクルーシブ社会の実現について

(1) 個別配慮の必要な子供の現状について

【答弁：こども未来応援局長】

児童発達支援センター等を含む全園で実施した調査によると、令和 4 年 9 月 1 日現在で、発達に課題がある未就学児は 6 3 6 人、1 5. 1 %で、過去 5 年間で増加傾向にある。

小中学生については、本年度、公立の通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒は、小学校は 8 7 7 人で 1 2. 0 %、中学校は 4 0 2 人で 1 1. 1 %である。また、特別支援学級に在籍する児童生徒数は、小学校は 1 8 7 人で 2. 5 %、中学校は 8 4 人で 2. 2 %、特別支援学校に関しては、市が把握する在席児童生徒数は小学校は 6 9 人で 0. 9 %、中学校は 3 4 人で 0. 9 %である。

学齢児全体で見ると、小学生は 1 5. 0 %、中学生は 1 3. 9 %となり、過去 5 年間では、小学校は微増傾向にあり、中学校は増減を繰り返している。

なお、本年 8 月 1 日現在で、中学 3 年生までの療育手帳を取得している児童生徒数は 3 0 0 人で 1. 6 %、過去 5 年間では横ばい傾向である。

【再質問】

「静岡県の教育」では、児童生徒数はともに減少しているが、特別支援学級の児童生徒数はともに増加している。本市における傾向と理由について伺う。

【答弁：教育長】

支援を要する児童生徒数は、先ほどの答弁のとおり全体として増加傾向にある。

理由については、決定的なものはないが、家庭的なもの、発達のなもの様々と考える。

(5) 特別支援学級における少人数での指導体制について

【答弁：教育長】

すべての児童生徒が、一人一人の可能性を十分発揮することができる学習環境を整えることは、教育の大切な使命であると考えており、特別支援学級は、特別な支援を必要とする児童生徒にとって、大切な学習環境のひとつだと言える。

県は、国が定めた教員の配置基準に基づき、特別支援学級の児童生徒 8 人に対し、教員 1 人を配置しているが、特別支援学級は、学年の違う児童生徒が在籍し、また一人一人の

支援方法も異なる現状では、十分な人員配置とは言えず、これまでも国や県に対して、教員の増員や配置基準の改善を強く要望してきた。

そのような中で、本市では、独自の特別支援教育支援員の配置をはじめ、学校生活支援員や学校看護師などを各校に配置し、学習や発達、学校生活などに支援が必要な児童生徒に対する支援体制の充実を図っている。

また、本年度は県と協力し、青島北小学校の特別支援学級の自閉症・情緒クラスにおいて、通常の8人1学級を4人2学級に編成して指導・支援を行うという試験的な取組も実施し、児童生徒が安心して学ぶことのできる環境づくりに向けた取組も進めている。

今後も、よりきめ細かで、充実した支援体制の実現に向け、引き続き、国や県に対して教員の定数改善などを強く要望していく。

【再質問①】

青島北小学校の試験的な取組について、自閉症・情緒クラスで行った理由は。

【答弁：教育長】

特別支援学級には情緒、知的など様々なものがあるが、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切に指導・支援を行うことを試みている。特に自閉症・情緒クラスは、個人の特性に応じて対応すべきことが大変多いという実情があり、より少人数化する必要があるという判断によるものである。

【再質問②】

青島北小学校の試験的な取組について、その成果は。

【答弁：教育長】

子供の学習面・生活面、教師の指導面、保護者の意識、という3つの切り口から中間評価を行っている。これによると、子供の学習面・生活面では、環境面で声や音の刺激が減少しており、落ち着いて教室で学習ができている。それによりトラブルが減り、学習面での定着も向上している。教員の指導面では、ひとりひとりに関わる時間が増え、丁寧な対応ができ、安全の確保も十分配慮できるようになっている。保護者の意識は、子供の口から学校の出来事をよく話すようになった、学校が楽しくなった、と聞いている。

(6) 中学校に設置した登校支援教室の評価と小学校への設置について

【答弁：教育長】

昨年度の本市の不登校児童生徒数は、小学生は128人で、市内全児童数の約1.6%となり、中学生は200人で、市内全生徒数の約5.4%である。全国的な傾向と同様に、本市でも小・中学校ともに不登校の児童生徒は増加している。

このような状況の中、諸事情から在籍学級の学習や活動に参加できない生徒や、欠席

が長期化している生徒に対し、学級担任や教科担当、指導員等が協力して、一人一人に応じた指導や支援を行うとともに、学校での居場所を確保し、学校・学級復帰を含む社会的自立に向けた支援の場となる登校支援教室を昨年度に市内全中学校に設置した。

評価については、設置初年度となる昨年度は102名の生徒が入級の登録を行い、登校支援教室に自分のリズムで通うことができ、そのうち20名の生徒が本来の学級に復帰することができた。このことから、様々な原因で学校に通えない生徒にとって、「登校支援教室」が安心して学習に向かうことのできる居場所となり、学級や学校復帰に向けて一步を踏み出すための有効なスペースになったと考えている。

登校支援教室の小学校への設置については、不登校児童が増加傾向にあることから、国の動向を鑑みるとともに、現在、各小学校の不登校児童数と、保健室や別室での登校をしている児童数等の調査を行い、登校支援教室の小学校への設置の必要性について検討を進めている。

(7) インクルーシブ社会の実現に向けた本市の考えについて

【答弁：市長】

私が市政運営にあたり最も大切にしていることは、市民の皆様が、誰一人取り残されることなく、何より健康で安心して暮らすことができ、将来に希望を持つことができるまちづくりである。これを実現するためには、国籍や性別、障害の有無に関わらず、互いの多様性を認め合い、支え合うことのできる、垣根のない環境が重要であり、これはまさに「インクルーシブ社会」の目指す姿である。

現在、少子高齢化の進展に加え、長引くコロナ禍や混沌とした世界情勢など、極めて不安定で不確実な状況が続く中、社会全体の価値観やモノの見方が変わり、人間関係も希薄となり、孤立感や孤独感を強く感じている若者や高齢者も増えていることも事実である。

私は、このような時だからこそ、インクルーシブな社会の実現が求められており、そのために大切なことは、幼少期からの「心の教育」で培う一人一人の心の持ちようであり、目指すべき社会の「根幹」となるものと考えている。

したがって、様々な人たちが互いの関わりを通して、コミュニケーション能力を高め、偏見や差別をなくし互いを尊重しあうことのできる、人権感覚を育む温かな教育の環境づくりを引き続き進めていき、そして市民誰もが、自分と他人を大切にし、より良い生き方を追求できる社会づくりに取り組んでいく。

【再質問】

誰もが偏見や差別をなくし、自他ともに大切にできる「社会づくり」には、目に見えた形の社会基盤の整備が必要だと思うが、今後のまちづくりを考える中で、誰もがともに暮らすことのできるよう、インクルーシブの視点を取り入れた計画があるか伺う。

【答弁：都市建設部長】

社会基盤整備におけるインクルーシブな視点を取り入れた計画については、これまで段差をなくす、また車いすの方に配慮するなど、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、誰もが使いやすい公園づくりを進めてきた。

インクルーシブという考え方を入れていくことは、今後の公園に必要な視点であると考えられる。障害の有無に関わらず、誰もが利用しやすい公園を目指すとともに、公園がインクルーシブの考え方の実践の場となるよう進めていく。

○ 神戸 好伸 議員

標題2 給食費の公会計化について

(1) 現在の給食費の徴収形態とその問題点について

【答弁：教育部長】

給食費の徴収方法は、学年費や修学旅行費などとあわせて各小中学校が徴収し、原則、保護者の金融機関口座から引き落とされている。集められた給食費は、毎月各学校から学校給食課の管理口座に振り込まれ、市から食材費を支払っている。

課題としては、私会計であるため滞納者数やその金額、徴収方法なども含め、更なる給食会計の透明性が求められていると捉えている。

【再質問①】

給食費の公会計化とは、給食費の請求を学校からではなく、市が直接請求し管理するようになり、学年費、修学旅行費、PTA会費などは今まで通り学校側で行う、つまり別々に請求から回収まで行うという理解でよいか伺う。

【答弁：教育部長】

現在は、学年費、修学旅行費、PTA会費などとあわせて給食費はなどとともに集めている。給食費の公会計とは、給食費の管理を自治体の会計に組み入れ、管理する制度であると捉えている。来年度より取り組もうとしているのは、学校で請求し集めていただいた給食費を、まずは市の管理する口座に振り込むところまでを予定している。

【再質問②】

静岡新聞の記事では、教職員の負担を軽減させるための公会計化とあったが、本市では今まで通り学校が集めその中から給食費だけを市の口座に振り込むと理解した。

学年費や修学旅行費、PTA会費などの徴収が従来通りとなるが、学校の負担軽減についてはどのように捉えているか伺う。

【答弁：教育部長】

給食費だけでなく、給食費以外の徴収業務も、教職員から市に移行すべき必要性は認

識している。来年度、給食費の公会計化を始めるが、その後、給食費とともに学年費や修学旅行費等も併せて、市で請求が可能かシステムの仕様を含め検討していく。

【再質問③】

各学校で給食費を集めることは簡単であるが、一番難しいことは、滞納者への対応である。教職員には回収の専門性もないことから、一番の負担となっていると思われる。滞納者への対応策として児童手当からの天引きで対応できると思うがいかがか伺う。

【答弁：教育部長】

現在、本市においても、保護者からの申し出により、児童手当を振り込む前に、未納分の給食費や学年費等に相当する金額の天引きを行っている。滞納者に対しては、これらの制度を引き続き案内するとともに、手続きが簡易に行えるような工夫をしていく。

【再質問④】

市側から保護者への精算金の返金など、振込依頼を金融機関にする場合は、公金扱いとなり振替手数料は特別免除されていたが、2024年10月からは有料となる。一方、インターネットバンキングを利用すれば、定額の基本料のみで振替手数料は無料にできるようだが、ひとつの学校ごとに、保護者に合わせいくつもの金融機関を利用すると当然経費が掛かってくる。この対策について伺う。

【答弁：教育部長】

現在、金融機関が手数料を徴収するよう進めているのは承知している。学校では、令和6年度からのインターネットバンキング利用に向けて進めており、具体的には、学校ごとにA金融機関かB金融機関のいずれかを選択していただき、保護者には各学校で選択した金融機関の口座から集金できるよう準備をしていただいている。これにより、各学校あたり、1金融機関分の手数料のみの負担で済むようになるよう進めている。

(2) 給食費の使い道等の保護者への周知方法について

【答弁：教育部長】

給食会計の収支については、校長と保護者の代表等によって構成された、学校給食センター運営委員会において、その年度の事業報告と承認を行っている。保護者には、毎年4月に、学校から給食費の引き落としの期日とその金額を通知し、年度末には、徴収金額と給食回数、それに伴う返金額をお知らせしている。

給食制度の周知については、毎年小学校入学時に保護者に説明し、理解をいただいているところだが、今後の公会計化により、議会や広報等を通じ、給食会計全体の収支も含めた給食制度について、幅広く保護者の理解が得られるよう努めていく。

【再質問①】

例えば、新型コロナ感染のため5日間学校を休んだ場合、返金の対象となるのか。

【答弁：教育部長】

本市において個人の給食費を返還する条件は、5日間以上の出席停止など休んだ場合で、かつ、給食の休業日を除く5日前までに連絡があった場合としている。例えば、新型コロナ感染などで、休みの連絡がきて、翌日から5日間休んだと仮定した場合、5日目の分の給食費1日分が返金対象となる。

したがって、お尋ねの場合は、1日分を返金することができる。これは、数日前から食材を発注する関係上、どうしても変更が難しいことが理由である。

【再質問②】

当面今まで通り学校ですべて徴収し、その中から給食費分だけを藤枝市に振り込むとのことだが、今後の給食費を含めた学校徴収金の徴収方法について、どのように進めていくのか伺う。

【答弁：教育部長】

給食費などの徴収にあたっては、今後、市が直接保護者から集めることを想定している。文部科学省の示したガイドラインによると、システムの策定から、システムの構築と体制準備までに約2年間が必要とされている。

当然、この期間は徴収対象者の数や金額、取り扱う徴収金の種類や導入に関わる職員数にもよることや、何より学校との協議が必要不可欠となるため、導入にあたっては先進地の事例や、コストと効果を比較しつつ、導入を検討していく。

(3) 今後の給食費の取扱いについて

【答弁：市長】

学校給食は、子供達においしく栄養のある食事により健康な体をつくり、食事のマナーを学び、様々な食文化に触れる機会を提供するなど重要な役目を果たしており、学校給食を安定して提供することは、次代を担う大切な子供達の心身の健やかな成長を育むために不可欠であると考えている。

現在の学校給食会計制度を見直し、自治体予算に組み込むことは、安定的な事業実施と併せ、多様な納付方法による保護者の利便性向上や未納者への対応、公平性や透明性という点からも、大きな意義があると捉えている。こうしたことから、来年度から給食の公会計化を段階的に実施することとし、まずは、現在の給食費を市の会計で取り扱うことから始め、次に徴収方法や、システムの導入などを検討していく。

今後も子供たちにとっておいしく安全な給食を安定して提供していくため、給食会計の透明性を確保し、公平で健全な学校給食事業の運営を実現していく。

○ 遠藤 久仁雄 議員

標題2 教員志願者減少の中における本市の取組について

(1) 直近3か年度における新規採用後1年未満で退職した小中学校の教員数について

【答弁：教育部長】

令和3年度に1名の退職があり、別の職への転職に伴うものである。それ以外に、令和3年度以降に新規採用後1年未満で退職した小中学校の教員はいない。

【再質問】

最近の新聞記事で「新任教諭 増える退職」というものがあつたが、先ほどの質問と関連して、教育長はどのような感想を持たれたか伺う。

【答弁：教育長】

私も新聞記事を読み、率直に、残念であるという感想を抱いた。昨今教員志願者数が減少しているなかで、せつかく教員になってもらった先生が、精神疾患などで辞められてしまう。新聞記事では、学校現場での支援体制が不十分ではないかという論調になっており、忙しい中でゆとりがないのではないかという危惧もしている。本市は幸いにも、直近の3年間での退職者は退職によるものであるが、本市の新採の先生方をサポートする体制が整っていると思っている。

証明になるか不明だが、市内全教員を対象に実施したストレスチェックでは、本市全体の傾向では、仕事の量的負担から心的疾病が起こりうるリスクは平均100に対して101で、平均よりわずかに上回っているが、同僚や上司の支援がないことから心的疾病につながるリスクが76となっており、かなり支援体制があるように読み取れる。本市の状況ではあるが、これからも時間的にも物理的にも環境的にも先生方を支え、先生も子供たちも元気で健やかな学校にしていく。

(2) 直近3か年度における学級担任の補充に時間を要した事例について

【答弁：教育部長】

小学校では、令和3年度が1件、昨年度が2件、本年度は9月1日現在で2件あり、中学校では、令和3年度は無く、昨年度に1件、本年度は9月1日現在で1件あつた。

これまで、特別休暇取得や病気等による休職により学級担任の欠員が生じた場合には、教務主任や級外の教員が担任を代行し、児童生徒の学びに支障のないよう対応している。

(3) 直近3か年度における中学校の教科教員の補充に時間を要した事例について

【答弁：教育部長】

令和3年度が2件、昨年度と本年度は9月1日現在で事例はない。

教科担任制である中学校では、不足する教科教員が補充されるまでの間、同じ教科の教員が、校内で分担して不在教員の授業を受け持ち、不在前と変わらずに生徒が授業を

受けられる体制を整えている。

【再質問】

中学校の専科教員の補充のなかで、技能教科の対応は難しいのではないかと伺う。

【答弁：教育長】

中学校の技能教科は、1週間あたりの時間数も短く、担当教員の数も少なく、補充は難しい。

(4) 教師塾の対象者やカリキュラム等の変更について

【答弁：教育長】

平成25年度から実施している「ふじえだ教師塾」では、教職を目指す若者の、教師への夢や気概を育むとともに、本市が大切にしている教育や授業のあり方を通して、具体的な実践力を養成してきた。

本年度も、これまでと同様に、「大学生・院生及び講師・社会人」、「教職2・3年目教員」、「30歳前後教員」の3つのコースを開催し、あわせて79名の塾生が参加している。その内容としては、演習や講義等の「全体指導」と、指導員が塾生の授業を直接参観して指導を行う「学校訪問指導」を行っている。

対象者やカリキュラムに大きな変更はないが、文部科学省等から発出される新たな教育指針などを踏まえた講義や演習を実施するなど、その時々求められる学校教育の在り方について塾生が学ぶ機会を設けてきた。

一方、変わらず大切にしてきたカリキュラムのひとつは、塾生同志によるディスカッションを中心にした各種の演習や講座である。この仲間とのディスカッションを通して、塾生は様々な課題を主体的に捉え、自身の考え方をふくらめ、確かなものになっている。

【再質問】

教師塾の取組を、特に教員を要請する大学の先生たちに見ていただく事は、双方にとって大変意義があることと思われる。お声をかけてみたらいかがか。

【答弁：教育長】

本年7月、私と学校教育監が、教員養成課程を持つ大学の副学長などにお会いし、近年の教員志願者数の減少や、それに伴う教員採用試験の日程変更といった情報交換や、大学の取組の様子を聞いてきた。大学も志願者の減少に伴い様々な工夫をしてくれているのを知り、本市も教師塾のカリキュラムなどの特徴をアピールしてきた。大学の先生の観覧までの話には至らなかったが、大学は教師塾の情報をよく持っていた。これは、学生が大学に戻ってきてから先生方に報告しているためである。その中で、大学から、小中学校などの授業に係る学生ボランティアへの登録の要望を受け、また教師塾の説明をする時間を確保してもらいたい、という話をする事ができた。今後、大学の先生方の

教師塾参観についても話を向けていきたい。

(5) 教師塾の近年の実績について

【答弁：教育長】

毎年多くの「大学生・院生及び講師・社会人」の塾生たちが、教員採用試験を受験している。令和元年度からの平均合格率は、県全体の合格率約26%に対し、ふじえだ教師塾は65%以上の高い水準を維持している。これらは、具体的で協働的な演習や講座の過程を通して、塾生一人ひとりが自身の教師像を描き、教師への志を強く持ち続けることができたことによるものと考えている。

参加した塾生からは、「教師になるための心構えを教えていただいた。子供たちのよりよい成長を目指し、自分自身も学び続ける教師でありたい」や、「授業の大切さや面白さを学ぶことができた。子供たちの笑顔につながる授業を行いたい」など、多くの熱い決意の声が聞かれた。

このような熱意をもった塾生たちが、本市はもとより県内各地で教員として、子供たちのために力を尽くすことを期待している。

【再質問】

教師塾を卒業し、無事採用試験に合格しても、全員が本市の学校で勤務できるわけではない。塾生が本市以外でも活躍することについてどう思うか。

【答弁：教育長】

教師塾の目的は、志願者が教員採用試験に合格することを請け負うことでも、合格者を本市に囲い込むことでもない。「一年目から子供の前に立ち、重大な責任を担って子供たちを教育する、そういう教員と一緒に育てたい。何よりも教員はこどもにとって一番大きな教育環境であり、子供たちが幸せになるようにしっかり要請していくことが大事である。」このようなことが設立の目的である。そのため、教師塾で学んだ先生方が幅広く活躍してもらうことは当然のことである。

先生の卵を養成することは、一義的には県や大学が担うべきところであるが、学校を持っている市町であるからこそできることがある、と思っている。自治体の強みと、県の方針、大学のカリキュラムにあわせ、一体となって先生方を育てる、これが日本の教育を前進させることにつながると考える。

(6) 教師塾の今後の役目について

【答弁：市長】

私は、「人がまちをつくり、まちがひとを育む」という思いから、教育こそが本市を支える根幹であると考え、本市の次代を担う人づくりを着実に進めてきた。そして、何より教育の最前線を担うのが教員である。

教員は、採用直後から学級経営や教科の指導を様々なサポートを受けながらも、基本的には一人で子供たちに向かい合う。人が人を教えるということは、重大なことである。したがって、資質や能力を備えることはもちろんのこと、教員としての自覚と覚悟を確かなものにし、採用間もない教員であっても大きな責任をしっかりと果たすことができるよう、私は、この「ふじえだ教師塾」を立ち上げた。

現在、学校現場では、いじめや不登校、子供たちの多様性やICT教育の推進など、社会の変化に伴い様々な対応が求められ、今後、ますます多様化、複雑化する教育環境に正面から向き合える資質、柔軟性、そして能力を兼ね備えた人材の育成が必要となってくる。

また、昨今教員志願者数の減少が問題となっており、教員養成大学においても、教職を巡る様々な情報から教職以外を希望する学生が増え、憂慮されているが、その点において、「ふじえだ教師塾」には、教師を志望している人たちが希望を抱き、志をつらぬく支援的機能が今後ますます求められると考えている。

【再質問】

教師塾設立からの10年間を振り返り、市長の思うところについて伺う。

【答弁：市長】

私がこの教師塾が必要だと思ったのは、以前申し上げたが、例えば、警察官は受験が難しく、見事試験に合格しても、すぐには警察官にはならない。徹底的に現場を踏み、警察官としての素養を整える。そのなかで、2割の方が辞めていく。頭で考えた警察官と、実際の研修を受け、自分には向かないと判断する人がいるとのことであった。一方教員は、大学で4年勉強すると、若手もベテランも問わず学級担任となる。

人が人を教えるということは重大なことである。特に小中学校の教員は、小中学生の一生に影響を与えるほどの大きな存在となる。教員には、徹底して能力を上げることとあわせ、覚悟を持ってもらいたいと考えている。

以前、県教育長に対し、県が教員の採用権を持ち、人事も行うことから、教師塾実施の提案をしたことがある。だが、その様子から、これは藤枝市でやらざるを得ない、と思った。私は、立派な教員を育てることが、立派な子供を育てることにつながると信じている。県が主体となって実施し、市が協力してやっていくという姿を追い続けていきたい。

(7) 教員として働く藤枝市民が多いことを示すデータについて

【答弁：教育部長】

志太地区内に勤務する教員数は約1,900名おり、そのうち本市在住は約40%、焼津市在住が約25%、島田市在住が約20%となっており、本市在住の教員が多いことがわかる。

また、教師塾の塾生のうち市内在住で教鞭をとっている「講師」、「教職2・3年目教員」、「30歳前後教員」についても、令和3年度は塾生81名のうち58名、昨年度は65名のうち48名、本年度は56名のうち40名がそれぞれ本市在住であり、全体の約70%を占めている。

(8) 教員志願者増加につながる県や教育機関等への働きかけについて

【答弁：市長】

教員志願者の減少は、長時間労働や負担が大きい業務の質と量、さらには社会的背景や家庭環境の変化による子供たちへの対応など、教育環境に対する「不安」が最も大きな理由であると考えられる。

これまで本市では「教育日本一」のまちづくりに向け、ICT教育や実践力を育む英語教育、さらには特別支援教育に至るまで、他市に先駆けて教育環境を充実させ、何よりも社会を担う人づくりに力をいれてきた。次代を担う子供たちの教育では、まずは教員の育成からとの思いから「ふじえだ教師塾」などを通じた質の高い教員の人づくりにも取り組んできた。

そのような中、更なる教育環境の充実に向け、これまでも私は、毎年市長会を通じて教員定数の是正などを国に要望し、県に対しても支援員等の増員を強く要望してきた。

さらに、昨年9月の県市長会の意見交換会では、教育施策全般の現状と課題や教員志願者の増加に向けた積極的な対策を、県の池上教育長へ強く求めたところである。

今後も、この思いを強く国や県に引き続き訴え続けるとともに、県が主体となって各市町が共に連携し、更なる教育環境の充実と教員の働き方の改善に向け、関係機関へ積極的に働きかけていく。

○ 鈴木 岳幸 議員

標題1 図書館活性化について

(1) 市内の図書館3館の来館者数、貸出冊数の近年の推移について

【答弁：教育部長】

直近の3か年の3図書館の来館者数は、令和2年度34万1,197人、令和3年度36万4,307人、令和4年度37万7,813人である。

また、貸出冊数は、令和2年度82万443冊、令和3年度87万1,456冊、令和4年度83万9,095冊である。

【再質問】

全国的に図書館の予算が減っているといわれており、蔵書数に影響があるのが懸念している。本市図書館の蔵書数の推移について伺う。

【答弁：教育部長】

令和5年3月末現在で、蔵書は63万6879冊。昨年3月末より約7,800冊が増加している。2万冊ずつ購入しつつ、除籍・入れ替えを行っている。

(2) 利用促進の取組について

【答弁：教育部長】

本市の3図書館は、それぞれの魅力向上と利用しやすさの視点で日々の運営に取り組んでいる。図書館運営の要となる書籍は、専門的な知識を持った司書が選定し、利用者に有益で使いやすい資料をバランスよく配置するよう心掛けている。また、図書館や地区交流センターの窓口、あるいはインターネットを經由して予約した本を、希望する図書館や交流センター図書室でスムーズに受け取れるよう利用者目線に立ったサービスも行っている。このほか、「ふじえだ電子図書館」サービスも開始し、距離や時間などの制約にとらわれず読書を楽しめる環境をつくるなどの取組を行っている。

今後も時流に合ったサービスを提供するとともに、積極的な情報発信に努め、更なる利用促進につなげていく。

【再質問】

電子図書館サービスの蔵書数がまだ少ないと思うが、今後増やす予定は。

【答弁：教育部長】

昨年9月に開始し、現在9,661点を用意している。本年度新たに導入したものもある。権利等の関係もあり紙に比べて急激に増えることはないが、なるべく要望を聞きながら導入を進めていきたい。

(3) 飲食スペースの設置について

【答弁：教育部長】

図書館の本や資料は、誰でも気持ちよく利用していただくため、飲食しながらの読書は控えていただいている。利用者から飲食したい旨の要望があった場合は、館外のスペースを利用していただくようお願いしている。

【再質問】

昼食時など、館外に出る必要があるのは不便ではないか。何かスペースを案内できているのか。

【答弁：教育長】

駅南図書館では、入り口近くにエントランスがあり、そこを飲食スペースとしてご案内している。また、B i v i 管轄の飲食スペースがある。また、岡出山図書館、岡部図書館それぞれでも飲食部分をご案内している。

(4) 自主勉強をするための自習室の設置について

【答弁：教育部長】

図書館では、読書やCD・DVDの視聴、調べものなど、様々な目的で多くの方が来館されるため、閲覧席は譲り合ってご利用いただくようお願いをしている。現在、図書館資料の閲覧と自主勉強するスペースを区分けしているが、混雑状況によって空席が無いときもあるため、特に利用者の多い駅南図書館においては、会議室を開放するなど、利用者の利便性の向上に努めていく。

(5) 今後の図書館の役割について

【答弁：市長】

私は、「読書」は知識や想像力を高めるとともに、心に安らぎを与えるなど、人々の生活を豊かにし、時には人生の道標にもなる極めて重要な知的活動であると考えている。

現在、本市では、中心市街地に立地する駅南図書館を「ビジネス情報拠点」、旧市街地の文教地区に立地する岡出山図書館を「子供読書活動の交流情報拠点」、そして東海道岡部宿に立地する岡部図書館を「地域の歴史や文化の発信拠点」として、それぞれ立地する地域の特色を活かした蔵書の充実を図っている。さらに、エフドアと連携したビジネス支援や読み聞かせボランティアと連携した子供への読書指導、また岡部地区のオリジナル紙芝居を動画化した情報発信など、様々な市民のニーズに沿った運営を行っている。

これら、それぞれの図書館が立地するエリアでは、現在、新たなまちづくりが進んでいるので、さらにまちづくりの「知と情報の拠点」として機能するよう、連動させながら充実させていく。

また、時代に即した新しい読書環境の創出に向け、昨年度には、距離や時間などの制約にとらわれずに読書を楽しむ「ふじえだ電子図書館」を導入し、子供達の読書活動の推進へ1人1台端末との連携も図っている。

今後さらに、視覚障害者も図書に触れ、又移動中なども利用できる「聴く読書」いわゆるオーディオブックの導入も検討しており、市民誰もが「読書」を通して心豊かな生活が送れるよう、様々なニーズに対応し、常に新たな価値を提供する図書館運営を進めていく。

標題2 eスポーツの普及促進について

(2) 教育現場でのeスポーツの取組について

【答弁：教育部長】

現在、小中学校では、授業時数や行事などの時間的な制約により、授業や課外活動の一環に「eスポーツ」を取り入れていないが、今後、部活動の地域移行が進む中で、その地域部活動の選択肢の一つとして検討している。

そこで、受け皿となる地域の方々と連携し、現在eスポーツの活動をしている団体や高校・大学等の情報を収集し、子供たちの多様なニーズに応えられるよう、研究していく。

○ 植田 裕明 議員

標題1 市民だれもが歌える藤枝市歌を～市制施行70周年を機に～

(2) 市歌を教育の場で教えることについて

【答弁：教育長】

自分の郷土を愛し、郷土に誇りをもって生きていく子供たちを育てていくための一つの手立てとして、市歌を学ぶことは大変意義のあることだと思ふ。現在、給食の準備時間に市歌を流す学校もあるが、さらに慣れ親しむことができるよう、より多くの学校で、市歌に触れあう機会を設ける工夫をしていく。

また、小中学校ともに入学直後から、式歌としての国歌や校歌を学ぶ機会を設けているが、これに併せて市歌も扱い、歌詞の意味も含めて市歌を習うことで、市制施行70周年を迎える機運を高め、藤枝の魅力や良さについて子供たちが学ぶ機会としていく。

【再質問①】

昭和23年に、県を分割する分県が叫ばれていた長野県では、県議会での分県に係る採決を前に、傍聴席から流れ出した「信濃の国」が会場全体での大合唱となったことで、採決は見送られ、分県が回避されたといわれている。郷土愛を愛する歌がいかに大きな存在であるかを物語っている本件について、感想を伺う。

【答弁：教育長】

「信濃の国」を聞いてみたが、荘厳で力強い歌という印象を持った。また、歌により分県を回避したというエピソードもドラマチックであると感じた。

調べたところ、この歌は、昔からいろいろなところで歌い継がれてきたという伝統もあり、また県歌となったあとは長野オリンピック選手団の入場行進曲にも使われているとのことである。歌詞には、自然や産業、地名、なかには郷土の名士の名前などが盛り込まれており、人と人を引き付けたり、コミュニティへの帰属意識の高まりにもつながるものと感じた。

【再質問②】

学校現場でぜひ市歌を教えていただきたいと強く思うが、いかがか。

【答弁：教育長】

来年度市制70周年といういい機会であるので、ただ単に市歌を教えるだけでなく、

市の歴史なども併せて教えることで、児童生徒が様々な機会ですぐに慣れ親しみ、覚えられよう、学校も一緒になって進めていきたい。

(3) 小中学校の卒業式での市歌斉唱について

【答弁：教育長】

各小中学校では、卒業式は、学校における教育課程をすべて終了したことを認定し、卒業証書を授与する門出を祝う式典であると同時に、自分達の成長を振り返り、これまでお世話になった方々への感謝の気持ちを伝える場として位置付けている。式の中では思い出を在校生と交換しあったり、未来への夢や後輩へのメッセージをいくつかの合唱曲に込めて送ったりと、各校ごと感動的な卒業式が挙行されている。こうしたことから、卒業式における「市歌」の扱いについては、各校の取組に委ねられている。

子供たちの心に印象強く記憶としてとどめておくためには、藤枝「市歌」に数多く触れることが必要である。各校において行事や活動時、さらには学校生活の様々な場面で触れられることができるよう努めていく。そして、本市の子供たちに、市歌を通して藤枝への郷土愛を育んでいきたいと考える。

資料 2

ふじえだ電子図書館に「児童書読み放題パック」の提供を開始します

(図書課)

1 要 旨

令和 4 年 9 月に「ふじえだ電子図書館」を新規導入し、パソコンやスマートフォン、G I G A スクールタブレットなどで、いつでもどこでも気軽に読書を楽しめる環境整備を進めている。

電子書籍は通常、1冊の書籍を1人しか読むことができないことから、学校等での活用は困難だったが、この度、複数の利用者が同時に読むことのできる「児童書読み放題パック」を提供し、さらなる読書環境の充実を図ることとしたので報告する。

2 概 要

(1) 提供開始日 令和 5 年 10 月 1 日(日)

(2) 内容等

No.	提供開始パック	点数	含まれる電子書籍
1	理論社 調べ学習パック (小学生の漢字、敬語、お仕事ナビなど、調べ学習に役立つパック) ○小学校中・高学年、中学生向け	50	<ul style="list-style-type: none">・ニュースからくらしまで絵と新聞でわかる平成時代・部首から知る漢字のなりたち・100円グッズで不思議!面白い!・5か国語でおもてなし ほか
2	フレーベル館 名作えほんパック (日本むかしばなし 14点、世界名作えほん 16点を含む物語パック) ○小学校低学年向け	30	<ul style="list-style-type: none">・さんまいのおふだ・おむすびころりん・ながぐつをはいたねこ・ゆきのじょう ほか
3	集英社 「みらい文庫」パック (学校での身近な物語や読みやすい名作を揃えたパック) ○小学校中・高学年、中学生向け	50	<ul style="list-style-type: none">・いとをかし!百人一首・戦国ベースボール・南総里見八犬伝・清少納言と紫式部・十五少年漂流記 ほか
	計	130	

(3) その他

- ①紙の本にも親しんでもらうため、続編が紙の本で販売されている場合は順次、紙の本を蔵書する。
- ②市内小・中学校の学校図書館司書の協力を得て選書を行った。

資料 3

令和 5 年読書週間(10/27～11/9)における主な図書館行事について

(図書館課)

「読書週間」は、戦後間もない昭和 22 年から開催され、今年で第 75 回となる。今年度も 11 月 3 日(金・祝)の「文化の日」を中心に、10 月 27 日(金)から 11 月 9 日(木)に実施される。また、「読書週間」の初日となる 10 月 27 日は「文字・活字文化の日」とされている。

この期間中に、図書館で開催される各種イベントは下記のとおりである。

記

No.	事業名	日時	場所	詳細
1	よむゾーくん スタンプラリー	10 月 20 日(金) ～ 11 月 23 日 (木・祝)	各図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・期間を 3 つに分け、各期間 1 回スタンプを押すことができます。 ・スタンプを 2 つ集めた時にしおりを、3 つ集めた時にペーパークラフトをプレゼントします。 ・対象は、概ね小学生以下です。
2	読書週間 秋の特別 おはなし会	10 月 28 日(土) 10:30～ 11:00	駅南図書館 集会室	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館職員による読み聞かせ、パネルシアター、手遊びなどを行います。 ・秋をテーマにした、簡単な工作を楽しみます。
		10 月 29 日(日) 10:30～ 11:10	岡出山図書館 2 階視聴覚室	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館職員による読み聞かせやエプロンシアターを行います。 ・ハロウィンをテーマにした、簡単な工作を楽しみます。
3	浦田周社 木版画展 ～ふるさとの 風景～	10 月 31 日(火) ～ 11 月 12 日(日)	駅南図書館 エントランス	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡産業大学藤枝キャンパス内にある浦田周社木版画美術館の作品を借用し、駅南図書館で展示します。
4	図書館 リサイクル市	11 月 3 日(金・祝) 11 月 5 日(日)	駅南図書館 岡出山図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館で不用となった本、雑誌、CD を配布します。
5	読書週間特別講座 『徳川家康が救った氏真－今川氏真の生涯－』	11 月 12 日(日)	岡出山図書館 2 階視聴覚室	<ul style="list-style-type: none"> ・今川領国維持のため、戦国大名と抗争を繰り返し、戦国の世を強かに生き抜いた氏真の生涯について講師(関口宏行氏)から学びます。 ・講座関連資料の紹介、貸出をします。